

【従業員操作】ライフイベントの申請を行う

従業員生活において発生する結婚や転居、扶養の増減などを総称してライフイベントと呼びます。e-AMANO人事届出サービスではこれらに伴う申請処理をパソコン・スマホから行う事ができます。申請を行う際は、従業員向け画面の「ライフイベント」から該当のメニューを選択してください。本操作は従業員自身で申請を行う為、管理者から招待メールが届くことはありません。e-AMANOの従業員ログインページが不明な場合は、管理者側で招待メールを送信する操作が必要になりますので、別途管理者へお問合せください。本マニュアルでは転居が発生した場合を例にご説明していきます。

(1)e-AMANOへアクセスする

従業員画面TOP画面にあるライフイベントの手続きから必要な手続きを選択します。ここでは「引っ越しされた方」を選択します。



(2)必要書類を準備し、手続きを開始します。



メモ

スマートフォンで操作する場合

スマートフォンで画面を見る場合、左側にあるメニューが非表示となります。下図赤枠のハンバーガーメニューをクリックして頂くとメニューが表示されます。ライフイベント申請は下図青枠のアイコンをクリックしても同じ画面へ遷移します。



引っ越し先の住所や一緒に転居する家族などのデータを入力してください。
「必須」マークの付いている項目は必ず入力してください。
入力後、最下部の「次へ」ボタンを押下してください。

ライフイベント：引っ越しされた方

天野さんの新しいご住所について教えてください

現住所: 〒252-0154 神奈川県横浜市長竹236-3
電話番号種別: 自宅
電話番号: 042-111-1111

天野さんの転居先のご住所を入力してください

住所変更日 **必須**

国内/海外 **必須** 国内 海外

郵便番号 **必須** -

(222)-(0011)

～省略～

現通勤経路の到着住所（事業所）: 〒222-8558 神奈川県横浜市港北区大豆戸町275

はい いいえ

通勤経路に変更はありますか？

はい いいえ

天野さんと一緒に転居する（された）ご家族を選択してください

一緒に転居する（された）ご家族

天野 花子

天野さんと同じ転居先住所へ同時に転居されるご家族をノに入れてください

下書き保存

交通費の支払い期間、支払開始日を入力し、「次へ」ボタンを押下してください。

住所変更手続き申請

通勤交通費の支払い期間、支払開始日を入力してください

期間設定 **必須** 1ヶ月

支払い開始日 **必須** 2020/03/25 令和2年03月25日

経路1: 電車 / 北新横浜 - 菊名
距離: 2.6km 時間: 15分
通勤交通費: 12060円
通勤交通費(片道): 350円

通勤交通費合計: 12060円

入力内容を確認し、問題なければ最下部の「申請する」ボタンを押下してください。

ライフイベント：引っ越しされた方

下記内容で宜しければ申請を押してください

転居先情報

現住所: 〒252-0154 神奈川県 相模原市緑区 長竹236-3
現電話番号種別: 自宅
現電話番号: 042-111-1111

住所変更日: 2020/03/25

国内/海外: 国内

転居先住所: 〒223-0059 神奈川県 横浜市港北区 北新横浜1-9-5 (カナガワケンヨコハマシコウホククキタシンヨコハマ)

転居先住所確認証添画像

～省略～

経路1: 電車 / 徒歩 - 寄名
距離: 5.0km 所要: 14分
通勤交通費: 590円
通勤交通費(内訳): 160円

転居先同居親族

一緒に引っ越された(する)親族

渡辺 花子
渡辺 たくら
天野 太郎

戻る 申請する



ライフイベント：引っ越しされた方

変更を受け付けました。

担当者から折り返し連絡が届きますので、しばらくお待ちください。

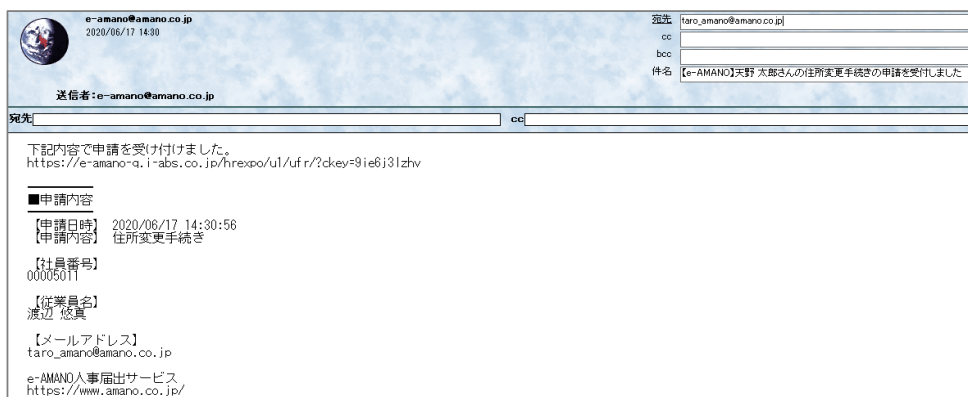
完了

Copyright 2019 Amano Corporation. All Rights Reserved.

従業員本人へ、下図の様なメールを送信します。

例では、住所変更と扶養変更を伴う内容であったため、

「住所変更手続き」と「扶養変更手続き」の2種類のメールが届きます。



メモ

- **ライフイベントでの申請ができない場合**
既に別の申請をしている場合、ライフイベントの申請が出せない場合があります。
(1ページに記載の通り、ライフイベントを行うと複数の手続きを申請する事がある為です)
この場合、人事担当者にて該当の申請を承認、もしくは従業員が取り下げまで、
新たな申請を作成する事はできません。
複数の申請が存在すると、どの内容が正しいものかわからない為です。

■「手続き」メニューより処理を行った場合

[手続き]-[進行中の手続き]から、対象の申請書の「申請取下」ボタンを押下し、
取り下げ後に改めて手続きを開始してください。

■「ライフイベント」メニューで処理されている場合

ライフイベントは、「1回の手続きで複数の申請書を作成する」処理となります。
例えば「引っ越しされた方」で申請した場合、「住所変更手続き」と「扶養変更手続き」が
申請されます。
(「引っ越しされた方」の登録内容によっては「扶養変更手続き」は申請されません)
その為、[手続き]-[進行中の手続き]から、対象の申請書の「申請取下」ボタンを押下し、
取り下げ後に改めて手続きを開始してください。

なお、ライフイベントの入力内容により発生し得る手続きは以下の通りです。

- | | |
|--------------|-----------------|
| <<結婚された方>> | <<子供が生まれたされた方>> |
| ・氏名変更手続き | ・扶養追加手続き |
| ・住所変更手続き | |
| ・扶養追加手続き | <<家族が就職された方>> |
| ・扶養削除手続き | ・扶養削除手続き |
| <<離婚された方>> | <<家族が離職された方>> |
| ・氏名変更手続き | ・扶養追加手続き |
| ・住所変更手続き | |
| ・扶養追加手続き | <<収入が増減された方>> |
| ・扶養削除手続き | ・扶養追加手続き |
| | ・扶養変更手続き |
| <<引っ越しされた方>> | ・扶養削除手続き |
| ・住所変更手続き | |
| ・扶養変更手続き | |